

		子法人等の代表者の氏名
四	当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容	
五	変更年月日	
	一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更 二 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地 三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法	理由書

長期信用銀行代理業の業務の内	<p>人の役員が営んでいる事業の変更</p> <p>長期信用銀行代理業者である法</p> <p>人の役員が営んでいる事業の変更</p>	
一 変更の内容	<p>一 新たに事業を営む場合には、当該事業の種類</p> <p>二 事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類</p> <p>三 事業の内容を変更した場合は、当該変更の内容</p> <p>四 変更年月日</p>	<p>人等の子法人等の代表者の氏名</p> <p>四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の業務の内容</p> <p>五 変更年月日</p> <p>理由書</p>
一 理由書		

容及び方法の変更

二 変更年月日

二 変更後の長期信用銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書類

三 長期信用銀行代理業の業務の内容及び方法を記載した書類の変更箇所の新旧対照表

別表第三（第二十五条の三十九関係）

届出事項	記載事項	添付書類
長期信用銀行代理業を廃止したとき	廃業年月日	<p>一 理由書</p> <p>二 法人であるときは、長期信用銀行代理業を廃止することを決定した株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録</p> <p>三 廃業までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>四 廃業後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等</p>

分割により長期信用銀行代理業の全部の承継をさせたとき

を含む。)

一 承継先の商号

一 理由書

二 分割年月日

二 分割契約書

三 承継会社の登記事項証明書

(これに準ずるもの)を含む。

)

四 長期信用銀行代理業の全部

の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この表において同じ。)の

議事録

五 分割の手続を記載した書面

長期信用銀行代理業の全部の譲

渡をしたとき

一 理由書

二 謙渡年月日

三 謙渡契約書

れに準ずるものと含む。以下

この表において同じ。)

四 長期信用銀行代理業の全部

の譲渡することを決定した

株主総会又は取締役会の議事

録

五 営業譲渡の手続を記載した

書面

長期信用銀行代理業である個人

が死亡したとき

死亡年月日

一 当該長期信用銀行代理業者
である個人の除籍簿の謄本

解散したとき	長期信用銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき 人が破産手続開始の決定により た年月日	長期信用銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき 一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日 三 合併の方法 四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録 五 合併の手続を記載した書面	二 長期信用銀行代理業者である個人が死亡した後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
二 破産手続開始の決定を受けた	长期信用銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定を行つたことを証する書面	一 破産手続開始の申立てを行つた年月日	二 長期信用銀行代理業者である個人が死亡した後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

長期信用銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	年月日 解散年月日	置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
<p>一 理由書</p> <p>二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるもの）を含む。</p> <p>三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>		

別紙様式第十二号の次に次の四様式を加える。

別紙様式第十三号（第二十五条の十四第六号関係）

(日本工業規格 A 4)

財産に関する調書（年月日現在）

年月日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価額	摘要
資 产		
現金・預金		
有価証券		
未収入金		
貸付金		
土地		
建物		
備品		
権利		
貸倒引当金	△	
その他		
計 (A)		
负 債		
借入金		
未払金		
前受金		
その他		
計 (B)		
(A) - (B)		

(記載上の注意)

- 1 この調書は、許可申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 2 単位は、千円とすること。当該単位未満は切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき

算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。）の土地又は建物については、次により計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載すること。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金}}{\text{取得時の借入金} + \text{取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額}$$

$$\text{居住用の土地又は建物の} \\ + \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$$

6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

別紙様式第十四号（第二十五条の十九関係）

30cm 以上

長 期 信 用 銀 行 代 理 業 者 許 可 票

長 期 信 用 銀 行 代 理 業

許可番号 金融庁長官() 第 号
 (財務(支)局長)

(長期信用銀行代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属長期信用銀行の商号)

(記載上の注意)

- 「所属長期信用銀行の商号」には、所属長期信用銀行（長期信用銀行法（以下「法」という。）第16条の5第3項に規定する所属長期信用銀行をいう。）の商号を記載すること。
二以上の所属長期信用銀行があるときは、すべての所属長期信用銀行の商号を記載すること。
 - 法第16条の7に規定する長期信用銀行等が長期信用銀行代理業を営む場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により長期信用銀行代理業を営む者である旨を表示すること。
 - 銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第10条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第16条の6第1項の許可を受けず長期信用銀行代理業を営むことができる者にあつては、「長期信用銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第10条第1項の規定により銀行法第16条の6第1項の許可の受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。
 - 改正法附則第11条第1項の規定により法第16条の6第1項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、改正法附則第11条第1項の規定により許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、同項の規定により法第16条の6第1項の許可を受けたものとみなされた長期信用銀行代理業者である旨を表示すること。

別紙様式第十五号（第二十五条の三十八第一項関係）

（日本工業規格 A 4）

長期信用銀行代理業に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名 印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てる。

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 長期信用銀行代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における長期信用銀行代理業の経過及び成果を記載すること。

- 3 所属長期信用銀行等

所属長期信用銀行名	長期信用銀行 代理業再委託者名		長期信用銀行代理業の業務の内容	
	委託契約 年 月 日	再委託契 約年月日		

（記載上の注意）

- 1 「所属長期信用銀行名」欄は、当期末現在における所属長期信用銀行（長期信用銀行法（以下「法」という。）第 16 条の 5 第 3 項に規定する所属長期信用銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。
- 2 「長期信用銀行代理業再委託者名」欄は、長期信用銀行代理業再委託者（法第 17 条において準用する銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて長期信用銀行代理業を営むときに限り、当該長期信用銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び長期信用銀行代理業の許可番号を記載すること。
- 3 「長期信用銀行代理業の業務の内容」欄は、所属長期信用銀行のために行う長期信用銀行代理業の業務の内容を記載すること。
- 4 使用人の状況

	使用者
総 数	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における長期信用銀行代理業に従事する使用人について記載すること。
- 2 「使用者」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 事務所の状況

名称	所在地	所属長期 信用銀行名	長期信用銀行 代理業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 「所属長期信用銀行名」欄及び「長期信用銀行代理業の業務の内容」欄は、事務所において複数の所属長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営むときは、当該所属長期信用銀行ごとに記載すること。

- 2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 長期信用銀行代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属長期 信用銀行名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合 計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属長期信用銀行ごとに記載すること。

②媒介

(単位：件)

所属長期 信用銀行名	流動性預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
合 計						

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第 16 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属長期信用銀行ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属長期 信用銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属長期信用銀行ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所属長期 信用銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
			()	()		
			()	()		
合計			()	()		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第 16 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた件数及び媒介額を所属長期信用銀行ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を記載すること。
- 3 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至つたものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の () には、規格化された貸付商品（長期信用銀行法施行規則第 25 条の 16 第 3 号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所属長期 信用銀行名	代理	媒介

合 計		
-----	--	--

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における法第 16 条の 5 第 2 項第 3 号に規定する契約の締結の代理行為を行つた契約件数を記載すること。
- 2 「媒介」欄は、当期中における法第 16 条の 5 第 2 項第 3 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況 (単位 : 千円)

所 属 長 期 信 用 銀 行 名	手数料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属長期信用銀行（長期信用銀行代理業再受託者（法第 17 条において準用する銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する長期信用銀行代理業再受託者をいう。）にあつては、長期信用銀行代理業再委託者）から得た長期信用銀行代理業に係る手数料の金額を記載すること。

長期信用銀行代理業に関する報告書

〔 年　月　日から
　　年　月　日まで〕

年　月　日

主たる営業所

又は事務所

商号又は名称

代表者氏名印

(記載上の注意)

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 許可年月日及び許可番号

(記載上の注意)

長期信用銀行法（以下「法」という。）第 16 条の 7 に規定する長期信用銀行等が長期信用銀行代理業を営む場合にあつては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により長期信用銀行代理業を営む者である旨を記載すること。

2 長期信用銀行代理業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における長期信用銀行代理業の経過及び成果を記載すること。

3 所属長期信用銀行等

所属長期信用銀行名	長期信用銀行 代理業再委託者名		長期信用銀行代理業の業務の内容
	委託契約 年　月　日	再委託契 約年月日	

(記載上の注意)

- 「所属長期信用銀行名」欄は、当期末現在における所属長期信用銀行（法第 16 条の 5 第 3 項に規定する所属長期信用銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。
- 「長期信用銀行代理業再委託者名」欄は、長期信用銀行代理業再委託者（法第 17 条において準用する銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて長期信用銀行代理業を営むときに限り、当該長期信用銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び長期信用銀行代理業の許可番号を記載すること。
- 「長期信用銀行代理業の業務の内容」欄は、所属長期信用銀行のために行う長期信用銀行代理業の業務の内容を記載すること。

4 役員及び使用人の状況

	役 員	使用人		計
		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における長期信用銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	使用人	所属長期 信用銀行名	長期信 用 銀 行 代理業の業務の内容

(記載上の注意)

1 「所属長期信用銀行名」欄及び「長期信用銀行代理業の業務の内容」欄は、営業所又は事務所において複数の所属長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営むときは、当該所属長期信用銀行ごとに記載すること。

2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 長期信用銀行代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所 属 長 期 信 用 銀 行 名	流動性預金				定期性預金		合計	
	うち当座預金				(その他を含む。)			
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合 計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属銀行ごとに記載すること。

②代理

(単位：件)

所 属 長 期 信 用 銀 行 名	流動性預金		定期性預金		合計
	うち当座預金				
	件数	件数	件数	件数	(その他を含む。)

合 計				
-----	--	--	--	--

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第16条の5第2項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属長期信用銀行ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所 属 長 期 信 用 銀 行 名	消 費 者 向 け 貸 出 金		事 業 者 向 け 貸 出 金		合 计	
	件 数	残 高	件 数	残 高	件 数	残 高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属長期信用銀行ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所 属 長 期 信 用 銀 行 名	消 費 者 向 け 貸 出 金		事 業 者 向 け 貸 出 金		合 计	
	件 数	媒 介 額	件 数	媒 介 額	件 数	媒 介 額
		()	()	()		
		()	()	()		
合 計		()	()	()		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第16条の5第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた件数及び媒介額を所属銀行ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を記載すること。
- 3 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至つたものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品（長期信用銀行法施行規則第25条の16第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所 属 長 期 信 用 銀 行 名	代 理	媒 介

合 計	
-----	--

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における法第 16 条の 5 第 2 項第 3 号に規定する契約の締結の代理行為を行つた契約件数を記載すること。
- 2 「媒介」欄は、当期中における法第 16 条の 5 第 2 項第 3 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況 (単位 : 千円)

所 属 長 期 信 用 銀 行 名	手数料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属長期信用銀行（長期信用銀行代理業再受託者（法第 17 条において準用する銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する長期信用銀行代理業再受託者をいう。）にあつては、長期信用銀行代理業再委託者）から得た長期信用銀行代理業に係る手数料の金額を記載すること。

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第五条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の二第三号中「当期利益」を「当期純利益」に改める。

第四条第一項第一号イ中「法第五十三条第九項又は第五十四条第八項の規定による認可を受けて」を「第五十三条第三項第四号又は法第五十四条第四項第四号の規定により」に改め、同号ロ中「法第五十三条第十項又は法第五十四条第九項の規定による認可を受けて」を「法第五十三条第三項第十五号又は第十六号若しくは法第五十四条第四項第十五号又は第十六号の規定により」に改め、同号ハ中「法第五十三条第十一項又は法第五十四条第十項の規定による認可を受けて」を「法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により」に改め、同号ニ中「法第五十三条第十二項又は法第五十四条第十一項の規定による認可を受けて」を「法第五十三条第七項又は法第五十四条第六項の規定により」に改め、同号ホ中「法第五十三条第十三項又は法第五十四条第十二項の規定による認可を受けて」を「法第五十二条第八項又は法第五十四条第七項の規定により」に改め、同条第二号ハ中「法第八十九条第二項及び令第十三条において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法」を「法第八十九条第一項及び同条第三項にお

いて準用する銀行法」に、「以下」を「第十条の五第二項及び第三項、第二十三条の七第四号及び第二十
三条の十三第二項を除き、以下」に改め、同条第三号中「規定による」の下に「金庫、」を、「代理」の
下に「若しくは媒介」を加える。

第五条の見出し中「役職員」を「役員等」に改め、同条第一項中「その他の職員」を削り、「役職員」
を「役員等」に改め、同条第二項中「役職員」を「役員等」に改める。

第八条第一項第三号中「保証」の下に「（金融庁長官が定めるものに限る。）」を加える。

第八条の三から第八条の六までを削る。

第十条第一項第二号中「保証」の下に「（金融庁長官が定めるものに限る。）」を加える。

第十条の五第十項第一号中「第二項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項第二号中「第二項第三十
八号」を「第五項第三十八号」に、「第四項第二号及び第五項第一号」を「第六項第二号、第七項第一号
及び第八項第二号」に改め、同項第三号中「第二項第三十九号」を「第五項第三十九号」に、「第四項第
三号及び第五項第三号」を「第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号」に改め、同項を同条第十二
項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、

同条第六項第一号中「第二項第三十五号」を「第五項第三十五号」に改め、同項第三号中「第二項第三十九号」を「第五項第三十九号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第二項第二十四号」を「第五項第二十四号」に改め、同項第三号中「第二項第三十九号」を「第五項第三十九号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項第一号中「第二項第十九号」を「前項第十九号」に改め、同項第三号中「第二項第三十九号」を「前項第三十九号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一 金庫の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

第十条の五第二項第一号の三中「第三号」を「第三号及び第十三号」に改め、同号を同項第一号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

一の六 信託業務を當む金融機関が當む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

第十条の五第二項第一号の二を同項第一号の四とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一條第二項に規定する信用事業（次号に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（次号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（次号に掲げる業務を除く。）

の代理又は媒介

第十条の五第二項第一号中「行うもの」の下に「（第一号及び第一号の二に掲げる業務を除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第五十四条の十五第一項第一号又は第五十四条の十七第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の特定子銀行（当該信用金庫連合会の子会社のうち、法第五十四条の十七第一項第一号及び第六号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 当該金庫又は当該金庫の金庫集団及び次に掲げる者

イ 信用金庫等

ロ 信用金庫等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 信用金庫等 次に掲げる者

イ 金庫（信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の特定子銀行を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第五十四条の十五第一項第三

号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。次号において同じ。）を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会及び当該連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十一年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行ふものに限る。以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行ふものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第四号の事業を行ふものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行ふものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行ふものに限る。以下同じ。）、又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行ふものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

亦 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

二 信用金庫等集団 前号に規定する信用金庫等及びその子会社の集団又は当該信用金庫等の子銀行（

当該信用金庫等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。

）及び当該信用金庫等の子銀行以外の子会社の集団

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第三項第三号

に規定する銀行持株会社集団又は同条第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3 銀行法第二条第八項の規定は、前項第一号及び第二号の場合において銀行の子会社又は銀行を子会社とする持株会社の子会社及び信用金庫等の子会社について準用する。

第十条の八に次の一号を加える。

十一 金庫又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他合理的な理由があることにについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

第十条の八に次の二項を加える。

- 2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金庫が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

第十条の十一第一項第一号中「第十条の五第一項各号」を「第十条の五第四項各号」に、「又はその子

会社」を「、その子会社又は第十条の五第一項各号に掲げる者」に改め、同項第二号中「第十条の五第二項各号」を「第十条の五第五項各号」に、「第十条の五第二項第三十五号」を「第十条の五第五項第三十五号」に改め、同条第二項第四号中「第十条の五第二項各号」を「第十条の五第五項各号」に、「第十条の五第二項第三十五号」を「第十条の五第五項第三十五号」に改め、同条第六項中「第十条の五第二項第十二号」を「第十条の五第五項第十二号」に改め、同条第七項中「第十条の五第一項各号」を「第十条の五第四項各号」に、「又はその子会社」を「、その子会社又は第十条の五第一項各号に掲げる者」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第十条の五第一項各号及び第二項各号」を「第十条の五第四項各号及び第五項各号」に改め、同項第五号中「第十条の五第七項」を「第十条の五第九項」に、「同条第一項各号及び第二項各号」を「同条第四項各号及び第五項各号」に改め、同項第六号中「第十条の五第八項」を「第十条の五第十項」に、「同条第一項各号及び第二項各号」を「同条第四項各号及び第五項各号」に改め、同項第七号中「第十条の五第九項」を「第十条の五第十一項」に、「同条第一項各号及び第二項各号」を「同条第四項各号及び第五項各号」に改める。

第十一条第一項第八号中「代理店（金庫の委任を受けて、当該金庫のために、金庫の業務の全部又は一

部の代理をするものをいう。以下同じ。」を「当該金庫を所属信用金庫（法第八十五条の二第二項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の当該金庫のために信用金庫代理業（同条第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）の業務を行う営業所又は事務所」に改める。

第十四条第一項中「第八十七条第六号」を「第八十七条第一項第六号」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 信用金庫代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した信用金庫代理業を再委託することについて許諾を行つた場合を含む。）

第十四条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務を受託する契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、又は当該契約を終了した場合

第十四条第一項第十号中「（代理契約に基づき、当該契約の相手方が当該業務に係る代理業務を営むものを含む。）」を削り、同項第十一号中「第八十七条第二号」を「第八十七条第一項第二号」に改め、同

項第十三号中「解散し」を削り、「廃止する」となつた」を「廃止した」に、「第八十七条第三号」を「第八十七条第一項第二号」に改め、同項第十七号中「該当する者」の下に「子会社を除く。」を加え、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 外国において設置した駐在員事務所の廃止又は位置の変更をした場合

第十四条第一項第二十七号中「又はその子会社（第四項）を「その子会社又は業務の委託先（第五項）」に改め、「不祥事件」の下に「（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第二十七号」の下に「及び第二項第四号」を、「金庫」の下に「又は信用金庫代理業者」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第二十七号」の下に「及び第二項第四号」を加え、「又は職員」を「若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員若しくは従業員」に改め、同項第一号中「事業」の下に「又は信用金庫代理業者の信金庫代理業の業務」を加え、同項第五号中「業務」の下に「又は信用金庫代理業者の業務」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「第八十七条第五号」を「第八十七条第一項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「金庫」の下に「又は信用金庫代理業者」を加え、「第八十七条」

を「第八十七条第一項又は第二項」に改め、同項第一号中「前項第九号」を「第一項第九号及び第九号の二」に改め、同号口を次のように改める。

ロ 契約を締結した場合には、委託契約書の写し

第十四条第二項第二号中「前項第十六号の二」を「第一項第十六号の二」に改め、同項第三号中「前項第二十八号」を「第一項第二十八号」に改め、同項第四号中「前項第二十七号」を「第一項第二十七号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書の写し

第十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 信用金庫代理業に係る委託契約書又は再委託契約書を変更した場合

三 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書類について、縦覧を開始した場

四 信用金庫代理業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

第十五条の二を削り、第十五条の二の二第一項第一号中「この条、第十五条の四及び第十五条の五において」を削り、同条を第十五条の一とする。

第十五条の五の四の見出し中「委託」を「委託等」に改め、同条中「預金」を「預金又は資金の貸付けの業務」に改め、「別に定める者」の下に「（資金の貸付け（金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）」を加える。

第十五条の五の七の次に次の一条を加える。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第十五条の五の八 金庫は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状

況を、定期的に又は必要に応じて確認する」と等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

第十五条の六中「リスクの説明」の下に「並びに犯罪を防止するための措置」を加え、「この条において」を削る。

第十六条の七第一項第一号中「金庫がその議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等」を「他の法人等」に改め、「同じ。」の下に「の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等」を加え、同項第二号中「金庫がその」を「他の法人等の」に改め、同号イからホまでの規定中

「当該金庫」を「当該法人等」に改め、同項第三号中「金庫」を「法人等」に、「当該金庫」を「当該法

人等」に改め、同条第三項中「譲渡した法人等」を「譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）」に、「令第十一条の二第一項第一号に規定する金庫」を「出資者等」に改める。

第十六条の十一の次に次の二条を加える。

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第十六条の十一の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、金庫が不当に取引を行う」とを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為ではないものとする。

（金庫の業務に係る禁止行為）

第十六条の十一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は

信用の供与を約する行為（銀行法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。）

三 顧客に対し、金庫としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

第十七条第二項第二号中「（代理店の事務所を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

第十八条第一項中「（代理店の事務所を含む。）」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 金庫は、その事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一 当該事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する業務取扱時間とは異なる業務取扱時間とする必要がある場合

二 当該事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

三 当該事務所が当座預金業務を行つていない場合

第十九条第二項第二号及び第三号中「又はその代理店」を削り、同項に次の一号を加える。

五 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十一第一項の規定により

信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該金庫のために行う信用金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

第十九条第三項第一号中「又はその代理店」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号中「又は第四号」を「第四号又は第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者の無人の営業所又は事務所において当該金庫のために行う信用金庫代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

第二十条の二第一項第一号に次のように加える。

二 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に関する次に掲げる事項

(1) 当該信用金庫代理業者の商号、名称又は氏名

(2) 当該信用金庫代理業者が当該金庫のために信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称

第二十条の二第一項第二号中「内容」の下に「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一

項に規定する」を加え、「信託業務の内容」を「当該信託業務の内容」に改め、同項第二号ロ(3)を次のように改める。

(3) 当期純利益又は当期純損失

第二十条の二第一項第二号ハ中「別表」を「別表第一」に改め、同項第五号ニを次のように改める。

二 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

第二十条の二第一項第五号亦(3)中「第十五条の二の二第一項第五号」を「第十五条の二第一項第五号」に改め、同条第二項中「（代理店を含む。）」を削る。

第二十条の三第二号(3)を次のように改める。

(3) 当期純利益又は当期純損失

第二十条の三第三号ハを次のように改める。

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 金庫は、半期ごとに、法第八十九条において準用する銀行法第二十一条第四項に規定する預

金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

2 信用金庫連合会は、四半期ごとに、法第八十九条において準用する銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第二十三条の次に次の三十三条を加える。

（信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第二十三条の二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれ

らに相当するものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

三 信用金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者を

いう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用金庫代理業（法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再受託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再受託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（信用金庫代理業の業務の内容及び方法）

第二十三条の三 銀行法第五十二条の三十七第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるるものとする。

一 取り扱う法第八十五条の二第二項各号に規定する契約の種類（預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の使途を含む。）

二 取り扱う法第八十五条の二第二項各号に規定する契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいざれを行うかの別（代理及び媒介のいざれも行う場合はその旨）

三 信用金庫代理業の実施体制

2 前項第三号に規定する信用金庫代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他信用金庫代理業を適正かつ確實に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 信用金庫代理行為（銀行法第五十二条の四十三）に規定する信用金庫代理行為をいう。以下同じ。）

に関する顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して信用金庫代理業を行う場合 顧客が当該信用金庫代理業者と他の者を誤認することを防止するための体制

三 兼業業務（信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）を行

う場合 信用金庫代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第二十三条の四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げ

る書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二十三条の七第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第二十三条の七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第一十三条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 所属信用金庫の委託を受けて信用金庫代理業を行うときは、当該所属信用金庫との間の信用金庫代理業に係る業務の委託契約書の案

四 信用金庫代理業再委託者の再委託を受けて信用金庫代理業を行うときは、当該信用金庫代理業再委託者との間の信用金庫代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該信用金庫代理業再委託者が当該再委託について所属信用金庫の許諾を得たことを当該所属信用金庫が誓約する書面

五 信用金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（信用金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

六 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。）の前事業年度に係る別紙様式第十六号により作成した財産に

関する調書

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事業年度の前営業年度若しくは前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二

第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計

士又は監査法人の監査報告書

九 信用金庫代理業開始後三営業年度又は三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した

書面

十 所属信用金庫（信用金庫代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該信用金庫代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第七号に規定する書面

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び信用金庫代理業に関する組織図を記載した書面

十二 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
十三 信用金庫代理業の運営に関する内部規則等

十四 信用金庫代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備

状況等を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で行う信用金庫代理業の業務運営を指揮する所属

信用金庫の事務所の名称を記載した書面

十五 信用金庫代理業に係る業務が定款（これに準ずるものと含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。）

十六 前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（委託契約書の案の記載事項）

第二十三条の五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信用金庫代理業を行う営業所又は事務所の設置、廃止若しくは位置変更に関する事項
- 二 信用金庫代理業の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項
- 三 信用金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間に関する事項
- 四 次に掲げる信用金庫代理業者の行為を禁ずる規定

イ 所属信用金庫の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属信用金庫及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属信用金庫及び当該取引先以外の者のために利用する行為

ロ 銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為

五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する信用金庫代理業者の責任に関する事項

六 信用金庫代理業の再委託に関する事項

七 所属信用金庫による監督、監査又は報告徵求に関する事項

八 契約の期間、更新及び解除に関する事項

九 信用金庫代理業の内容並びに信用金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

項

十 その他必要と認められる事項

2 前項の規定は、前条第四号に規定する信用金庫代理業再委託者と信用金庫代理業再受託者との間の信用金庫代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号中「信用金庫代理業者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」

とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所屬信用金庫」とあるのは「所屬信用金庫及び信用金庫代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(財産的基礎)

第二十三条の六 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第二十三条の四第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項及び次条において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

- 一 個人 三百万円
 - 二 法人 五百万円
- 2 次に掲げる者は、銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属信用金庫（当該個人が信用金庫代理業再委託者の再委託を受けて信用金庫代理業を行う場合は、当該信用金庫代理業再委託者を含む。）が信

用金庫代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 地方公共団体

（信用金庫代理業の許可の審査）

第二十三条の七 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、信用金庫代理業開始後三営業年度又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 信用金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当するなど十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で信用金庫代理業を行う者を除く。）であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用金庫代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第八十五条の二第二項第一号に掲げる行為（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。口において同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。口並びに第六号ハ及びニにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。
- (2) 法第八十五条の二第二項第一号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業